

答 申

1 審査会の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

2 審査請求の趣旨

審査請求人が名張市情報公開条例（平成10年名張市条例第13号、以下「条例」という。）に基づき行った次の公文書公開請求に対し、実施機関が行った公文書非公開決定（以下、「本決定」という。）の取り消しを求める。

公文書公開請求日：令和元年10月3日（令和元年10月7日受付）

請求内容：令和元年8月29日午前10時50分頃、三重県名張市西田原199番地2南西約80メートルで発生した交通事故に関する書類一切の公開を求める。同交通事故の原因となった道路の陥没の調査及び修復工事に関する書類も含む。

実施機関の処分：令和元年10月18日付名維第563-001号（非公開決定）

3 実施機関の説明趣旨

特定した公文書である「交渉記録・写真」には、事故の相手方、保険会社等と本市担当者の直接のやり取り、事故の相手方の所有する車両等の個人情報に記載されている。

また、令和元年10月18日の公文書非公開決定当時、第三者と本市の間で争訟になる可能性が高い事件に関するものであり、令和2年2月27日現在、現に争訟が係属している。したがって、当該公文書は事件の事実認定に直接関わるものであり、争訟における具体的方針に該当する。

以上から、非公開決定を行った。

4 審査請求理由

対象の公文書に特定の個人に関する情報が含まれているとしても、特定の個人が識別され、または識別されうる部分について非公開とすれば足り、すべてを非公開としたことは違法である。

また、写真については客観的な記録であって具体的方針あるいは一般の方針とはいえず、交渉記録についても本件交通事故の解決の方向性について記載された部分を除き公開できるはずである。

5 審査会の判断

(1) 基本的な考え方について

条例の目的は、市民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、行政の市民に対する説明責任を果たすことにより、より一層開かれた市政を実現するとともに、市政運営をより公正かつ効率的に推進し、市政に対する市民の理解と信頼を確保するというものである。

条例は、原則公開を理念としているが、公文書を公開することにより、請求者以外の者の権利利益が侵害されたり、行政の公正かつ適正な実施に著しい支障を生ぜしめたりして、市民全体の利益を害することのないよう、原則公開の例外として公開しないことができる項目を定めている。

当審査会は、情報公開の理念を尊重し、条例を厳正に解釈して、以下のとおり判断する。

(2) 本決定について

本決定につき、当審査会が実施機関への聴取により事実確認を行ったところ、下記の説明を受けた。

記

ア 一連の写真の中には、事故車両が遠景に写りこんでいるのみであり、それが事故車両と容易には判別できない写真も存在する。そのため、部分公開決定も検討したが、写真を連番で見ると、時刻が経過しているにも関わらず同じ位置に駐車されている車両は事故車両であると特定しうるため、個人の識別情報に当たるとして非公開決定を行った。

イ 車両が写っていない陥没箇所の写真については、個人の識別情報ではなく、訴訟に関する事項であるため非公開決定を行った。

ウ 非公開決定を行った時点では、当該事故は争訟にはなっておらず、示談交渉の段階であったが、争訟になる可能性が高いという判断のもとに非公開決定を行った。

以上

実施機関は、当該事故が争訟に発展する可能性が容易に予見できるものとして非公開決定を行っており、この判断は妥当なものであると判断できる。

審査請求人は、審査請求書にて最高裁判所平成11年11月19日(民集53巻8号1862頁)判決を引用し、非公開の対象となりうる「争訟に関する情報」には争訟に対処するための「一般的方針」が含まれ、本件で非公開とされた交渉記録や写真のすべてが「一般的方針」に該当するわけではないと主張している。しかしながら、当該判決は、「現に係属し又は係属が具体的に予想される事案に即した具体的方針に限定されると解すべきではなく、(中略)争訟に対処するための一般的方針をも含むものと解するのが相当」と述べており、本件に関してい

えば、事実認定に関する情報も争訟の方針に関する情報に当たると理解するのが相当である。

したがって、当該公文書を名張市情報公開条例第6条第1項第4号イ「実施機関が行う監査、検査、交渉、渉外、争訟、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該若しくは将来の同種の事務事業の目的を失わせ、又は適正な実施に著しい支障を生ずるおそれのあるもの」と判断するのは妥当である。

(2) 結論

よって、審査会の結論のとおり答申する。

6 審査会の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和2年 2月10日	諮問
令和2年 2月27日	令和元年度第4回名張市情報公開・個人情報保護審査会 審査
令和2年 2月28日	答申

7 審査会委員

職 名	氏 名	役 職 等
会 長	辻 陽	近畿大学法学部 教授
委 員	國富 静代	人権擁護委員
委 員	中野 栄蔵	名張市シルバー人材センター 理事長